

安芸高田市 人権尊重のまちづくり条例・指針



安芸高田市

目 次

【安芸高田市人権尊重のまちづくり条例】	1
【安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針】	
第1章 はじめに	3
第2章 基本指針の策定趣旨	3
1 基本指針の位置づけ	3
2 人権尊重の潮流	3
(1) 國際的な取り組み	3
(2) 国内の取り組み	4
(3) 本市の取り組み	5
第3章 基本指針の基本的な考え方	5
1 基本理念	5
2 基本的な展開	6
第4章 具体的に取り組むべき主要課題	7
(1) 女性の人権	7
(2) 子どもの人権	8
(3) 高齢者の人権	9
(4) 障害者の人権	10
(5) 同和問題	10
(6) アイヌの人々の人権	11
(7) 外国人の人権	11
(8) HIV感染者・ハンセン病患者等の人権	12
(9) 刑を終えて出所した人の人権	12
(10) 犯罪被害者等の人権	12
(11) インターネットによる人権侵害	13
(12) その他の人権問題	13
第5章 基本指針の推進	13
1 総合的かつ効果的な推進体制	13
2 人権尊重のまちづくり事業の充実	13

3 職員等の人権意識の向上	14
【用語解説】	15
【資料】	
日本国憲法（抄）	19
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	23
広島県人権啓発推進プラン	25
広島県人権教育推進プラン	40

安芸高田市人権尊重のまちづくり条例

平成18年4月1日施行

(条例第14号)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法及び國の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に則り、あらゆる人権問題の解決を図るために、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される市の将来像「人 漉く・安芸高田」の実現をめざすことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策を積極的に推進するとともに、市政のすべての分野で市民の人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協働して取り組むものとする。

(事業者の責務)

第4条 市内で事業を営む事業者は、事業活動を行うに当たっては、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協働して取り組むものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、あらゆる人権問題の解決のために、市民の人権意識の高揚等人権啓発に関する事業をはじめ、市政のすべての分野において総合的かつ効果的な施策を推進するものとする。

(調査の実施)

第6条 市は、あらゆる人権問題の解決のため、必要に応じ調査を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、あらゆる人権問題の解決のための施策を効果的に推進するため、国、

県、人権擁護関係機関及び民間団体との連携を図るとともに、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 市長は、この条例の目的達成のための重要事項を調査審議するため、安芸高田市人権対策審議会を設置する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針

平成 18 年 4 月策定

第1章 はじめに

日本国憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、何人も侵すことのできない永久の権利として、等しくすべての国民に与えられたものであるとされ、わが国においては、このような基本的認識にたって、人権を確立するための諸施策が推進されてきました。

さらに、今日、21世紀を真の「人権の世紀」にするためにも、人類の基本的ルールとして、人権を普遍的な文化にしていくことが、日本社会だけでなく国際社会でも求められています。

私たちの日常生活の中で最優先される基本のルールとして人権尊重の考え方を多くの人が理解し、日常生活の判断基準に取り入れられるための取り組みが求められており、国においては、平成12(2000)年12月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、この法律において、人権教育及び人権啓発を推進することについて、国・地方公共団体及び国民の責務が明らかにされています。

これらのことを通して、すべての人々の人権が尊重される真に平和で豊かな社会を実現しようとするものです。

本市においては、このような認識に立ち、様々な人権が共存する人権尊重社会の実現を目指して「安芸高田市人権尊重のまちづくり基本指針」を策定します。

第2章 基本指針の策定趣旨

1 基本指針の位置づけ

この指針は、安芸高田市の将来像「人 漂く・安芸高田」の実現を目指し、すべての人の人権が尊重される社会の構築に向けて人権施策を総合的かつ効果的に推進するための基本となるものであり、人権尊重のまちづくりの取り組みの柱となるものです。

2 人権尊重の潮流

(1) 國際的な取り組み

人類に大惨禍をもたらした第2次世界大戦の反省に基づいて、昭和23(1948)年国際連合(以下「国連」という。)において採択された世界人権宣言には、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、お互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と明記されており、初めて世界のす

べての人々の人権を守ることをうたっています。

その後、国連では、この基本的精神を具体化するために、様々な人権条約がつくられ、また、世界の人々にその精神を広めるために、昭和 50(1975)年「国際女性年」、昭和 54(1979)年「国際児童年」、昭和 56(1981)年「国際障害者年」、「世界の先住民の国際年」、等に取り組む中で、「人権の尊重」について国家を超えた人類普遍の最重要課題として、様々な努力が積み重ねられてきました。

しかし、こうした国連や国際社会の努力にもかかわらず、いまだに地球上には、民族紛争による戦渦、テロ行為や飢餓、人種差別や女性差別による人権侵害など、解決していかなければならない問題が数多く存在しています。

平成 7(1995)年からは、これらの人権問題の解決にむけた国連の新たな取り組みとして、「人権教育のための国連 10 年」が開始されました。

今、国際社会は、人権教育の推進と人権の確立を目指す取り組みの強化によって、「世界人権宣言」の理念や精神を実現していくことが求められています。

(2) 国内の取り組み

国内にあっても、人権侵害の解消は大きな課題となっており、国では、あらゆる人権問題の解消を目指して新たな取り組みが進められています。

法的な取り組みとしては、人権意識の社会的な高まりや総務庁の付属機関である地域改善対策協議会の提言を受け、平成 8(1996)年 12 月に「人権擁護施策推進法」が制定され、①人権教育及び啓発の推進 ②人権侵害被害者の救済に関する施策の推進の二点を国の責務として定められました。

そして、同法に基づき人権擁護推進審議会が設置され、平成 11(1999)年には、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」が答申されました。

また、平成 12(2000)年には、国や地方公共団体等の人権教育及び人権啓発の推進に関する責務を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成 14(2002)年には、同法に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

さらに、国における人権擁護推進審議会からは、平成 13(2001)年に「人権救済制度のあり方」及び「人権擁護委員制度の改革」についての答申が出されています。これらの答申を踏まえ、平成 14(2002)年には、「人権擁護法案」が国会に提出されるなど法整備に向けて取り組みが進められています。

広島県においては、平成 14(2002)年 5 月に「広島県人権教育・啓発指針」が示され、これに基づき同年 11 月に「広島県人権啓発推進プラン」、12 月には「広島県人権教育推進プラン」が策定され、人権啓発・人権教育に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための具体的な取り組みの方向性が示されて

います。

(3) 本市の取り組み

これまで、日本国憲法に定められた基本的人権尊重の精神のもと、人権に関する施策を推進し、「人権尊重のまちづくり」を進めてきました。中でも昭和40(1965)年に「同和問題の解決は、国の責務であり、国民的課題である」とされた国の同和対策審議会答申以降、「同和対策特別措置法」に基づき、同和問題の解決に向けて諸施策の総合的な推進に努めてきました。

また、長期総合計画をはじめ、「旧町老人保健福祉計画」「介護保険事業計画」及び「障害者福祉計画」などを策定し、明るく住みよいまちづくりのための諸施策に取組んできました。

しかしながら今日においても、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「広島県人権啓発推進プラン」に示されているように、安芸高田市でも女性、子ども、高齢者、同和問題などをめぐるさまざまな人権問題は、人権擁護を推進していく上での重要課題となっています。

今後、本市においては、21世紀を「人権の世紀」として確かなものとするため、行政の取り組みはもとより、行政と市民、企業、NPO(※)、民間団体などとのネットワークを構築し、あらゆる人権問題の解決に向けて努力しなくてはなりません。

第3章 基本指針の基本的な考え方

1 基本理念

「人権」とは、すべての人間が人間の尊厳に基づいてもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠くことのできない権利です。

21世紀は「人権の世紀」といわれるよう、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現していくためには、一人ひとりが日常生活の中でお互いに尊重し合うよう努めることが大切です。

すべての人の人権が尊重されることは、世界平和の基礎ともなります。国連において「人権という普遍的な文化」が提唱されたのは、今や地球的規模で拡大している環境問題や地域紛争などの問題を解決するためには、一人ひとりの基本的人権が保障された社会を実現し、人々が人権尊重を基本にした生き方をすることが根本であるとの考えによるものです。

これらの視点から、安芸高田市の人権施策の基本理念を、新市が目指すまちづくりの将来像「人輝く・安芸高田」にふさわしい「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現」とします。

そして、この基本理念の実現に向けて、人権施策が目指す具体的な方向性として、次の4点をその目標とします。

- ① 「いのち」と人間の尊厳が尊重され、個人が自己実現を目指す営みの中で新しい価値観を創造し、多様性と独創性を発揮できる、活力ある地域社会の実現
- ② 性別や、年齢、障害、社会的身分、門地、民族、国籍等にかかわりなく、だれもが等しく社会に参画し、公正や平等の実現のために社会的な責任を果たす地域社会の実現
- ③ 「共生」をキーワードとして、異なる文化や歴史、生活習慣にふれあう中で、お互いが理解し合い、共に生活し、共に支え合う豊かで安心して暮らせる地域社会の実現
- ④ 地域社会にある人権に関する問題を社会全体の問題として捉え、市民はもとより、地域、学校、企業、NPO、民間団体などとの連携によって解決を目指し、相互に支え合う人権を尊重する地域社会の実現

2 基本的な展開

人権尊重の社会を築くに当っては、一人ひとりの自尊感情（※）を育て、人権感覚を磨き合うことで、権利と責任の自覚、互いの人権の尊重といった「共に生きる心」を醸成していくことが重要です。

また、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題及び外国人などにかかわる人権課題、さらに、児童虐待、配偶者などからの暴力、犯罪被害者とその家族に対する人権侵害、インターネットを通じた人権侵害、性的指向を理由とする人権侵害などの新たな人権問題に対しても理解と認識を一層深めるとともに、市民が人権に関するさまざまな問題を身近に相談できるよう、総合的な相談窓口の設置や相談機関相互の連携を図る必要があります。

安芸高田市では、互いの人権が尊重されるまちづくりのため、この基本指針に基づき、市行政のあらゆる分野で人権の尊重を基調とした施策を推進します。

そのため、人権教育・人権啓発の推進にあたっては、人権について学ぼうとする市民の意欲を引き出す工夫とともに、その意欲に積極的に応えられる学習機会の充実を図りながら、以下に重点を置いて総合的に施策を展開します。

- ① 知識や心情を学習するにとどまらず、人権感覚に支えられた行動をするための学習プログラムを設定します。さらに、女性、子ども、高齢者及び障害者等

に対する社会的環境の形成を支援する学習を工夫します。

② 市民の人権に直接関わる市職員等が常に人権に敏感な視点をもって、それぞれの業務において適切な対応が行えるよう、各研修における人権教育を充実します。

③ 学校教育、社会教育及び家庭教育の推進において、子どもの自尊感情を育てる人権教育の取組みを充実します。また、子育て支援の中でも子どもの人権についてのきめ細かな教育・啓発を行います。

学校教育においては、普遍的視点からのアプローチを大切にし、学習指導要領に基づき、教科等の学習の中で発達段階に即しながら指導します。また、子どもたち一人ひとりが大切にされる学校づくりを基盤とする中で、人権に対する正しい知識と豊かな人権感覚を培うようにします。

社会教育においては、生涯学習の視点に立って、公民館等の社会教育施設を中心に、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権に関する多様な学習機会の充実を図ります。

④ 地域における人権教育・啓発活動は、その自主性を尊重しつつ、日常生活に根ざした、より幅広い学習テーマの設定や学習方法の工夫を行い、地域における生涯学習の場となるよう取り組みます。

⑤ 啓発冊子・啓発紙は、広く市民に配布するものと、研修会における学習教材として活用するものなど、目的に照らした作成と活用を行います。

第4章 具体的に取り組むべき主要課題

人権尊重のまちづくりの推進にあたっては、普遍的な視点から取り組みを進めることによって各人権課題に関する理解を深め、さらには、課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが大切であり、各課題に対し、次のとおり取り組みを進めています。

(1) 女性の人権

昭和 50(1975)年の「国際婦人年」とその翌年から 10 年間を「国連婦人の 10 年」と設定し、この取り組みは、国際的にも国内的にも男女平等社会の形成に向けて画期的な役割を果たし、女性の地位向上などが図られてきました。

わが国においても、昭和 60(1985)年に「女性差別撤廃条約」の批准や、「男女雇用機会均等法」が制定され、平成 11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」、平成 13(2001)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に

関する法律」が制定され法整備が図られてきました。

安芸高田市においては、「男女共同参画プラン」を平成17年(2005)度末までに策定することを目途として、現在、啓発活動や「懇話会」、「推進会議」などの組織づくりを行い、本市における男女共同参画社会の実現に向けての取り組みを推進しています。

また一方では、女性に対する暴力は、ドメスティックバイオレンス(DV)(※)や性暴力、また、ストーカー行為やセクシュアル・ハラスメント(※)など様々な形で顕在化しており、女性の人権を侵害し、社会に深刻な影響を及ぼしています。

この背景には、固定的な性別役割分担意識などの考え方方が未だ払拭されていない状況が伺えます。これらの暴力を根絶するためには、男女がお互いを尊重し、平等な人間関係を形成することが必要です。

また、その対応として性犯罪・売春防止のための啓発、セクシャルハラスメント防止に向けた研修会の実施など啓発活動を充実するとともに、配偶者等からの暴力に適切かつ迅速に対応するため、子ども家庭センターや警察などの関係機関との連携を強化するなど、相談・支援体制の充実を図る必要があります。

(2) 子どもの人権

平成元(1989)年国連は、子どもの人権のために「児童の権利に関する条例」(子どもの権利条約)を採択しました。

これは、子どもたちにも基本的人権が保障されるということを国際的に定めた条約で、わが国においても「子どもの権利条約」の批准国として、すべての子どもたちの基本的人権を保障していく施策の推進が求められています。

しかしながら、現在、子どもたちの置かれている状況をみると、児童虐待の急増をはじめ、子どもに対する犯罪の多発・いじめ・不登校などの問題が深刻化しています。

こうした中、平成12(2000)年11月に「児童虐待の防止等に関する法律」(児童虐待防止法)が施行されました。

安芸高田市では、児童虐待の未然防止や早期発見を図るため、市民に対する啓発活動及び相談支援体制の充実を図り、21世紀を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、「安芸高田市の輝く子どもたちのために」というスローガンのもと「次世代育成支援行動計画」を策定しました。

乳児保育、障害児保育、延長保育、勤務地等による他市町との広域入所事業、子育て相談、園庭開放、子育て支援センター開設などの特別保育事業をはじめとするさらなる保育サービスの拡充、また、職員の対応力の強化、保護者とのコミュニケーションの充実、事故防止や防犯などの安全対策に努めながら子どもたちがのびのびと健やかに成長できる環境づくりを推進していきます。

時代が急速に変貌を遂げる中で、青少年を取り巻く環境も大きく変化し、さまざまな要因が絡み合いながら青少年の成長に深く影響を及ぼしています。青少年が成長していく過程において、豊かな人権感覚を育み社会の基礎的な規範意識を学び、家庭、学校及び地域社会において良好な人間関係を構築するなど、自主性、自律性、判断力、情操などを養うことの出来る環境や活動の機会を充実するため「青少年育成計画」策定に取り組みます。

子どもの人権を守るためにには、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」などが保障されなければなりません。そのためには、地域や家庭で、子どもの権利について理解を深めることが重要です。

(3) 高齢者の人権

わが国では、出生率の低下や平均寿命の伸びにより諸外国にはみられない速さで高齢化が進んでおり、21世紀半ばには、国民の3人に1人は、高齢者（65歳以上）になると予測されています。

安芸高田市においても、平成16(2004)年度末の高齢者は人口の31.3%を占めており、その後も急速に進行して、平成22(2010)年度末には人口の33.3%になると推計されています。

安芸高田市では、旧町において「老人保健福祉計画」、安芸たかた広域連合において「介護保険事業計画」をそれぞれ策定し、すべての高齢者を対象とした保健福祉全般にわたる事業を推進してきました。

そうした中、平成11(1999)年10月に「地域福祉権利擁護事業」がスタートし、また、平成13(2001)年4月から「成年後見制度利用支援事業」が進められています。

さらに、平成17(2005)年度末には高齢者の人権尊重を基本理念として位置づけた「安芸高田市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」を策定します。

今後は、心身の機能の衰えなどから介護が必要になった高齢者やその家族に対する支援を行います。高齢者自身が身体的・精神的・社会的に自立し、長年培ってきた知識や経験・技能等を生かした積極的な社会参加を促進するとともに、高齢者が尊重される環境づくりのための教育・啓発に取り組んでいくことが重要です。介護を要する高齢者が増えているのも事実ですが、一方で、働く意欲と能力を持ち地域社会の中で活躍している高齢者も数多くおられます。高齢者の身体的・精神的な状態は個人差が大きく、年齢で一律に見ることは適切ではありません。高齢者は「社会的弱者」といった画一的な見方を払拭し、高齢者に対する理解を深めていくために、世代間交流の機会をつくりだしていくことも重要です。

(4) 障害者の人権

昭和 56(1981)年の「国際障害者年」を契機として、世界的に障害者の「完全参加と平等」の実現を目指した取り組みが進められ、わが国においても、平成 7(1995)年に「障害者プラン～ノーマライゼーション（※）7カ年戦略～」が策定され、障害者施策の総合的かつ計画的な実施が図られています。

安芸高田市では、合併前の安芸たかた広域連合において「高田郡障害者プラン」を策定し、障害者施策をリハビリテーション（※）とノーマライゼーションの理念のもとに、雇用・就労及び社会参加の促進、保健・医療の充実及び文化活動など、総合的かつ計画的に推進してきました。中でも中山間地域モデル事業により障害者にかかる施策を展開するとともに、施設整備やデイサービスの実施など課題解決に努めてきました。

また、社会福祉の基礎構造改革に伴う支援費制度の導入など、障害者を取り巻く環境の大きな変化に的確に対応するため、障害者の社会参加の促進や自立を支援する施策のさらなる展開を図ってきました。

障害者的人権に関する問題としては、偏見などの意識的な側面、道路の段差などの物理的な側面、また資格要件等による制度的な側面があり、ノーマライゼーションの方向に進みつつあるとはいえ、まだまだ地域社会で自立して生活できる状況には至っていません。

ノーマライゼーションの理念を実現するためには、市民の理解と協力が何より重要です。地域で共に豊かな生活を送れるよう障害者への理解を深める教育・啓発を推進し、共に支えあう関係を築くことが必要です。また、個人の能力が十分に發揮でき、主体的な行動を確保するための支援、障害者の意見が反映・尊重される体制づくりや生活環境の整備などの、障害者的人権を保障するための取り組みを進めていくことが必要です。

(5) 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的な発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別であり、日本国憲法の基本的人権に関わるわが国固有の人権問題です。

昭和 40(1965)年 8 月の「同和対策審議会答申」において、同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であると指摘しており、この問題を解決するために、昭和 44(1969)年から「同和対策事業特別措置法」に基づき諸施策を講じてきました。この結果、生活環境の改善をはじめとする物的な整備については、着実に改善されてきたことから、平成 14(2002)年 3 月の「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、以後一般対策によって対応することになりました。

しかし、現状では教育、就労、福祉等の分野での課題がみられるとともに、

差別意識の解消が充分進んでいない実態もあるなど、依然として課題が残っております。このようなことから、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、同和問題を重要な人権問題の一つとして取り上げています。

安芸高田市としては、これまでの成果等を踏まえ、国において平成9(1997)年7月策定された「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」や平成12(2000)年12月施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などに基づき、人権教育・人権啓発のさまざまな活動を積極的に取り組む必要があります。

(6) アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、古くから北海道を中心にサハリン、千島列島などに住んでいたといわれています。

明治維新以降は、政府による大々的「同化政策」が行われ、これによってアイヌの人々の独自の文化や伝統などが失われ、民族としての誇りを奪われる結果を招きました。

その後、アイヌの人々を中心に民族の誇りを取り戻す動きが起こり、時代と共に発展して、平成9(1997)年5月にそれまでアイヌの人々の生活などを規定していた「北海道旧土人保護法」が廃止され、平成9(1997)年7月「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。

しかし、未だアイヌの人々に対する正しい理解がなされず、さまざまな偏見や差別が残っていることから、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権が尊重されるよう啓発を推進しなくてはなりません。

(7) 外国人の人権

近年の国際化を反映して、在留する外国人は急増しており、安芸高田市においても年々増加しております。

日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人についても等しく基本的人権の享有を保障しており、国籍や民族を問わず誰もが暮らしやすい生活環境の整備や地域社会へ参加できる環境整備が進められています。

しかし、現実には、わが国の歴史的経緯に起因する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題をはじめ、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否などさまざまな人権問題が発生しており、その背景には、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在があげられます。こうした偏見や差別意識を解消し、外国の文化や多様性を受け入れ一人ひとりの人権が

尊重されるよう啓発を推進しなくてはなりません。

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等の人権

感染症についての正しい知識が、十分に理解され普及しているとはいえず、医学的に不正確な情報や思い込みによる過度の危機意識の結果、HIV感染者（※）等に対する偏見や差別意識が生まれ様々な人権問題が生じています。

感染症については、まず、予防及び治療といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、感染者等に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮が欠かせません。

感染者等の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現していくためには、正しい知識を普及し理解を促進して偏見や差別を取り除いていかなければなりません。

また、ハンセン病（※）は、治療方法が確立し治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のため患者を療養所へ隔離する政策がとられるなど、患者等の人権を侵害し社会復帰を困難なものにしてきました。こうした偏見と差別の解消に向けて、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及・啓発を推進していくなければなりません。

(9) 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対しては、本人に真剣な更生の意欲がある場合であっても、社会意識のなかに根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や、住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとっては極めて厳しい現実があります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な市民生活を営むことができるようになるためには、本人の更生意欲はもちろんのこと家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰を支援するための寛容で受容できる社会意識を醸成する啓発活動の推進が必要です。

(10) 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為による直接的な被害のみならず、マスメディアによる行き過ぎた犯罪報道等によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害など様々な二次的被害に直面しています。

また、捜査活動や、裁判などに伴い精神的・経済的負担にもさらされています。そのため、犯罪被害者の権利を明文化し、その支援を国・地方公共団体及び国民の責務と位置づけた「犯罪被害者等基本法」が平成16(2004)年12月に公布されました。

このような法制上の動きに呼応して、市民一人ひとりが、犯罪被害者やその家族の置かれた状況を正しく理解し、人権尊重の視点にたって接することができるよう、人権啓発を進める必要があります。

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定の人を対象とした通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等があります。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、たとえば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、個人や集団にとって有害な情報の掲載など人権に関わる問題が発生しています。

憲法に保障された表現の自由に十分配慮すべきことは当然ですが、他人の人権を侵害しないように個人のプライバシーや名誉の保護に関する正しい理解を深めるための啓発を行なう必要があります。

(12) その他の人権問題

そのほかにも、例えば、性的指向に関わる問題や、性同一性障害に対する人権問題や新たに生起する人権の課題についても、それぞれの状況に応じて、その解決に向けた取り組みを行なう必要があります。

第5章 基本指針の推進

1 総合的かつ効果的な推進体制

これまで、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などそれぞれの課題毎に施策を講じてきましたが、人権問題はそれぞれの課題が複雑に絡み合い個別的な対応だけでは十分成果を得られないこともあります。あらゆる行政分野の連携によって、総合的で、実効性のある施策を実施する必要があることから、全庁的な人権施策推進体制として人権施策推進会議及び人権委員会を組織し、人権施策の効果的な推進を図ります。

また、人権啓発施策を効果的に展開するために、市民や企業、NPO、民間団体等と行政がそれぞれの役割を分担し協働することが必要です。

2 人権尊重のまちづくり事業の充実

市民一人ひとりに人権尊重の理念の普及・定着を図るために幅広い各種の啓発事業を総合的に実施し、事業所の職員研修の推進についても積極的に支援します。

人権に関する諸問題に適切に対応できるよう、国や県の専門的な相談機関や

人権擁護委員などとの連携を強化し、人権に関する情報の収集・提供に努めるとともに、人権会館等での総合的な相談体制の整備を図ります。

3 職員等の人権意識の向上

職員は、それぞれの職務を遂行するうえで、市民の人権に深く関与することが多くあります。また、地域においては、様々な活動を通じて人権啓発の指導的役割を担うことが求められています。こうしたことから、職員の人権意識の確立が重要課題であり、職場や地域の活動を通じて積極的な人権意識を持った職員を養成していかなければなりません。そのため、職員に対しては、体系的な研修と日常の業務に即した研修を併せ実施し、人権感覚に富んだまちづくりの担い手として、職員の育成に努めます。

さらに、国及び県の人権教育・啓発に関する基本計画等に示されているように、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者は、特に人権尊重の視点から職務を遂行する必要があり、教職員、医療・保健・福祉関係者等に対し、国及び県と連携し、それぞれの関係機関における研修等の取り組みを推進します。

用語解説

- * 「ドメスティックバイオレンス」
夫やパートナーなどからの身体的、経済的、性的、精神的暴力などをいう。
- * 「セクシュアル・ハラスメント」
他の者の意に反する性的言動によって、他の者を不快にしたり、肉体的・精神的な苦痛や困惑などを与えること
- * 「バリアフリー」
障害を持つ人が社会生活していく上で障害（バリアー）となるものを除去すること。もともとは、建物内の段差解消などハード面の色彩が強いが、最近は、人々の行動や心理的側面から見た社会環境のバリアーが、問題とされることが、多く「心のバリアフリー」が求められている。
- * 自尊感情
「自分がかけがえのない大事な存在だ」という気持ちのこと。自分を否定するのではなく、肯定的に認め、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして思え、誇りと自信をもって生きていける基本となる感情。
- * 「NPO」
行政、企業とは別に、社会的活動を行なう非営利の民間組織をいう。
- * HIV感染者
HIV（ヒト免疫不全ウィルス）に感染した人のことをHIV感染者という。HIVに感染した結果、免疫機能が破壊されて免疫不全状態となり日和見感染症などを発病することがある。HIV感染症は、その感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものではないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はない。
- * 「ハンセン病」
らい菌による慢性の細菌感染症。
感染力は、極めて弱く、1940年代にアメリカで治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進み、仮に発病しても通院治療法で直り完治する。
- * 「ノーマライゼーション」
障害者を特別視するのではなく、地域社会の中で普通の生活を保障すること

であり、障害を持つ人と持たない人が共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

* 「リハビリテーション」

障害を持つ人が心身の障害を克服し、日常生活と社会に適応していく過程で行なわれる援助活動をいう。単なる「運動機能回復訓練」と狭く捉えるのではなく、医学、教育、職業、社会福祉などの分野が共同して「人間らしく生きる権利の回復」（全人間的復権）の目的に向けた取り組みが必要となっている。

【 資 料 】

日本国憲法（抄）
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
広島県人権啓発推進プラン
広島県人権教育推進プラン

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布
昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるもの一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律(民法第一編)でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基

いて発せられ、且つ検索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、
侵されない。

2 検索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これ
を行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第37条 すべて刑事案件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開
裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、
公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。
被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附
する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁され
た後の自白は、これを証拠とすることはできない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪と
され、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為に
ついては、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑
事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律
の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる
自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、
現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託され
たものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布・施行

(法律第 147 号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

広島県人権啓発推進プラン

平成 14 年 11 月策定
平成 18 年 3 月改定

第 1 章 はじめに

広島県人権啓発推進プランは、平成 14 年 5 月に策定した「広島県人権教育・啓発指針」に基づき、人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための実施計画として、平成 14 年 11 月に策定し、人権啓発への取組を推進してきたところである。

我が国においては、平成 9 年 7 月に「人権教育のための国連 10 年」国内行動計画が策定されたが、この計画に掲げられた女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者・ハンセン病患者、刑を終えて出所した人等をめぐる様々な人権問題は、人権擁護を推進していく上での重要な課題であるとしており、その取組が引き続き求められている。

また、近年、犯罪被害者及びその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、インターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示等による人権問題も生じている。

本県においては、このような人権を取り巻く情勢を踏まえ、プランに基づき、住民に身近な行政サービスを担う市町と連携し、人権啓発への取組を着実に推進することとする。

第 2 章 人権啓発の推進方策

1 人権一般の普遍的な視点からの取組

(1) 人権に関する基本的な知識の習得

国の世論調査（平成 15 年 2 月内閣府実施）によると、基本的人権が侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることについての周知度は、前回（平成 9 年 7 月）の調査結果と大きな変化は見られない状況である。このため、憲法をはじめとした人権にかかる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進する。

(2) 生命の尊さ

いじめや児童虐待、ストーカー行為、近隣でのトラブルに起因する事件など日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶たない。その背景として、人の生命を尊重する意識が薄れてきていることが指摘されている。このため、生命の尊さ・大切さや、他人と

の共生・共感の大切さを真に実感できるような啓発を推進する。

(3) 個性の尊重

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や社会における横並び意識の存在等が、安易な事なれ主義に流れたり、人々の目を眞の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。このため、異なる個性を前提とし、互いの違いを認め、尊重し合うことが大切であるということを訴えかける啓発を推進する。

2 各人権課題に対する取組

(1) 女性

日本国憲法では、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、立法的な措置として、男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法が制定されるなど、男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に發揮できるような環境整備が進められつつある。

本県においても、「広島県男女共同参画推進条例」に基づき、「広島県男女共同参画基本計画」により、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進している。

しかし、依然として、雇用機会や待遇などの面で、男女間の格差が存在するなど、男女共同参画が進んでいない状況がある。

また、配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、人権を侵害する事案が生じている。

このため、男女が互いに人権を尊重し、能力を十分に發揮することができるよう、啓発を行う必要がある。

（具体的な取組）

- ① 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画を促進する。（全部局）
- ② 男女共同参画を推進するための啓発を充実・強化する。（環境生活部）
- ③ 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇を確保するため、「男女雇用機会均等法」などの定着促進を図る。（商工労働部）
- ④ 女性の社会参画を促進するため、仕事と家庭が両立できる環境を整備するとともに、個々の能力やライフスタイルに応じた多様な働き方の支援を行う。（商工労働部）
- ⑤ 配偶者等からの暴力に適かつ迅速に対応し、被害者の安全確保と自立を支援するため、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を担うことども家庭センターを中心に、警察や市町、民間団体等関係機関との連携を強化

するとともに、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談・支援体制の一層の充実を図る。（福祉保健部）

- ⑥ 配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等あらゆる暴力の根絶に向けて、取締りを強化とともに、人権の重要性について正しい理解と認識を深めるための啓発を行う。
(環境生活部、福祉保健部、商工労働部、警察本部)

(2) 子ども

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法等においてその基本原理ないし理念が示されている。国際的にも、日本をはじめ多くの国が批准している児童の権利に関する条約等に権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益」の考慮など各種の権利が宣言されている。

本県においても、昭和 54 年に制定した「広島県青少年健全育成条例」において、「青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において、心身ともに健やかに成長するよう配慮されなければならない」と規定している。

しかし、子どもを取り巻く環境は、少年非行や児童虐待の増加、児童買春・児童ポルノ、薬物乱用などの子どもの健康や福祉を害する犯罪の多発、いじめや不登校の問題等、憂慮すべき状況にある。

これに対応するため、国及び県は、平成 12 年に「新エンゼルプラン」及び「こども夢プラン 21」を策定し、子どもの健全な育成に取り組むとともに、「児童虐待の防止等に関する法律」を制定し、児童虐待への対応を強化するなど、環境改善に努めてきた。

しかし、少年非行については、低年齢化が進み、また、児童虐待については、相談件数が増加するなど児童を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。

こうした状況を踏まえ、従来の取組に加え、新たな取組を推進することも必要であるということから、国においては、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」の制定、平成 16 年に「児童福祉法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」の改正が行われた。これを受け、本県においては、将来を担う子どもたちの健全育成に最優先で取り組むため、平成 17 年 3 月に「未来に輝くこども夢プラン」を策定し、国、地方自治体、企業等が一体となって、家庭や地域社会の「子育て機能の再生」に取り組んでいる。

とりわけ、人権の視点からは、広島の次代を担う子どもが、心身ともに健康でのびのびと育ち、その利益が最大限に尊重され、子ども一人ひとりの良

さや可能性を最大限に伸ばすことができる社会づくりを進めるための啓発を行う必要がある。

(具体的な取組)

- ① 子どもが健やかに育つために、親をはじめ社会全体が、子どもたちの一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たすための啓発を行う。（環境生活部）
- ② 「児童の権利に関する条約」及び「未来に輝くこども夢プラン」の広報等を通じて、これらの趣旨の徹底を図り、子どもの人権について、社会全體の関心を喚起する。（環境生活部、福祉保健部）
- ③ 児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、こども家庭センターと市町や関係機関が連携しながら、児童虐待に対する正しい理解や未然防止の必要性について啓発するとともに、早期発見・早期対応から事後ケア（再発防止）に至るまでの一貫した取組を推進するなど、相談・援助体制の一層の充実を図る。（福祉保健部）
- ④ 児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育や健全な育成を促す指導を行うとともに、保育士や子どもにかかる指導員等に対する啓発を行う。（福祉保健部）

(3) 高齢者

我が国の人口の高齢化は急速に進んでおり、65歳以上人口が総人口の20パーセントに迫っている。今後、人口規模の大きい団塊の世代が高齢期を迎える平成27年には、高齢化率は26パーセントに達する見込みである。

国においては、高齢社会対策基本法（平成7年12月施行）に基づく高齢社会対策大綱（平成13年12月閣議決定）を基本とし、各種の対策が講じられている。

また、介護保険制度（平成12年4月創設）の改革が行われ、平成18年4月から、認知症高齢者の増加、高齢者虐待への対応などの視点を含む新たなサービス体系が導入される。

一方、本県の高齢化率は、全国平均以上で推移しており、介護保険制度の要支援・要介護認定高齢者数の高齢者人口に占める割合も全国平均より高い。

こうした動向を踏まえ、「ひろしま高齢者プラン」を策定し、各種の取組を推進している。

高齢者的人権にかかる問題としては、高齢者に対する虐待や財産侵害、社会参加の困難性などが指摘されているほか、介護サービスの提供について

も、要介護高齢者等の尊厳を保持する視点が求められている。

このため、高齢者が社会を構成する重要な一員として、健康で生きがいをもって安心して生活できるよう、啓発等を行う必要がある。

(具体的な取組)

- ① 「老人保健福祉月間」等を通じ、高齢者問題を「世代を超えた共通の課題」として考える契機とともに、高齢者保健福祉の重要性について理解の促進を図る。（福祉保健部）
- ② 介護サービスをはじめとする保健福祉サービスの利用者が適切なサービスを選択できるよう、市町の地域包括支援センターを中心とした的確な情報の提供や権利擁護を含む相談・支援体制の整備を促進し、相談窓口の強化を図る。（福祉保健部）
- ③ 高齢者への虐待防止について、地域包括支援センター等関係機関の職員、介護支援専門員等に対する研修などを通じ、高齢者の人権尊重への理解と認識を深め、虐待の早期発見や各関係機関との連携による適切な対応に努める。また、介護保険施設等における身体拘束の禁止の徹底に努める。（福祉保健部）
- ④ 高齢者が地域社会の一員として活躍できるよう、高齢者及び地域住民に対する意識啓発や情報提供、高齢者リーダーの養成等高齢者の社会活動に係る支援を行う。（福祉保健部）
- ⑤ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用して働き続けることができる社会を実現するため、定年の引上げや継続雇用制度の導入等による65歳までの安定した雇用の確保、再就職の援助、多様な就業機会の確保のための啓発を行う。（商工労働部）
- ⑥ 県介護予防研修相談センターや老人性認知症センター、県立総合精神保健福祉センター、各地域の保健所において、認知症に関する相談に応じるとともに、正しい知識や理解の普及・啓発を行う。

また、市町において地域包括支援センターを中心に実施される高齢者の権利擁護事業の充実を促進するとともに、成年後見制度、社会福祉協議会の実施する福祉サービス利用援助事業の周知に努める。（福祉保健部）

(4) 障害者

国においては、平成14年12月に、「障害者対策に関する新長期計画」（平成5年3月策定）に続く新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画」を策定し、「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承するとともに、障害者の社会参加・参画に向けた施策の

一層の推進を図っている。

平成17年7月に公布された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」により、「精神障害者に対する雇用対策の強化」、「在宅就業障害者に対する支援」及び「障害者福祉施策との有機的な連携」等を進めることとされた。

併せて、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、平成17年10月に「障害者自立支援法」が制定され、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等について、一元的に提供する仕組みづくりが進められることになった。

また、資格、免許等の取得が制限されるなどの欠格条項については、63項目すべてについて、見直しが行われたところである。

本県においては、平成7年に「広島県福祉のまちづくり条例」を制定し、障害者や高齢者を含むすべての人が、自由に行動し、社会参加ができるだれでもが住みよい福祉のまちづくりについての取組を行っている。

また、平成16年3月に、平成25年度を目標年次とする新たな「広島県障害者プラン」を策定し、市町や関係団体と連携を図りながら、すべての人々の人権が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的・計画的に障害者施策を推進している。

しかし、障害者が日常生活又は社会生活を営む上では、いまだに働く場所の確保や情報の収集・利活用等に際して様々な障壁があり、不自由、不利益又は困難な状態におかれている。更に、障害や障害者に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として存在している。

このため、障害者が人権を尊重され、主体性・自主性をもって日常生活や社会生活を送ることができるような社会を構築するための啓発を行う必要がある。

(具体的な取組)

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進するため、「ノーマライゼーション」の理念についての啓発を行う。（福祉保健部）
- ② 障害者が、主体性・自主性をもって自身の生活を設計し、社会の発展に参加できる環境づくりのための啓発を行う。（福祉保健部）
- ③ すべての人々が、自由に行動し、社会参加ができるようなバリアフリー社会実現のため、「広島県福祉のまちづくり推進協議会」の活動を通じて、福祉のまちづくりを県民運動として、より一層積極的に推進する。（福祉保健部）
- ④ 障害者の職業的自立を目指し、国や関係機関と連携して、障害者の就業

機会を確保するための啓発を行う。（商工労働部）

- ⑤ 障害者が主体的な選択により、福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度やこれを補完する福祉サービス利用援助事業等の制度の活用について周知を図る。（福祉保健部）
- ⑥ 障害者には、財産侵害、施設における虐待等の問題があるが、個人としての尊厳を尊重し適切な処遇が行われるよう、施設等職員の研修に努めるとともに、人権の重要性についての理解と認識を深めるための啓発を行う。（福祉保健部）

(5) 同和問題

同和問題は、同和地区に生まれ育ったということのみの理由で、結婚や就職等日常生活のうえで差別されるという我が国固有の人権問題である。

この問題を解決するために、昭和44年から特別措置法に基づき、各種の特別対策を講じてきた。この結果、同和地区の環境整備などについては着実に改善されてきたことから、平成13年度末の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、特別対策を終了し、今後の施策ニーズについては、一般施策の中で対応することとした。

しかし、同和問題に関する差別意識は依然として存在しており、また、社会の情報化の中でインターネットを利用した悪質な差別情報の掲載等の問題がある。

このような現状を踏まえ、県民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるための啓発活動を引き続き推進していく必要がある。

（具体的な取組）

- ① 同和問題に対する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及を図るための啓発を充実する。（環境生活部）
- ② 事業主に対して、公正な採用選考システムを確立し、就職の機会均等が確保されるよう啓発を行う。（商工労働部）
- ③ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題が生じているため、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を実施する。（環境生活部）
- ④ 社会福祉施設である隣保館は、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や啓発活動等を行っている。それらに対する支援を行う。（環境生活部）

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等をはじめとする独自の文化や伝統を有している。

しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、維新後の「北海道開拓」の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にある。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上去てきているものの、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。

このような状況の下、国においては、平成9年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（平成9年法律第52号）が制定された。

このため、アイヌの人々について正しい理解と認識を深めるための啓発を行う必要がある。

（具体的な取組）

- ① アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消し、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図る。（環境生活部）

(7) 外国人

我が国と諸外国との交流はますます拡大する傾向にあり、本県においても海外からの旅行者や居住する外国人が増加するとともに、その国籍も多様化している。

外国人登録者数の国籍別の状況は、韓国又は朝鮮籍の人たちの占める割合が高いが、平成2年の我が国の「出入国管理及び難民認定法」改正を契機として増加したブラジルなど南米諸国からの日系人のほか、中国、フィリピン等の登録者が増加している。

今後も、少子・高齢化が進行する中、ASEAN諸国などとの経済連携協定の推進により、看護・介護など専門的・技術的な分野への受入れが進み、外国籍県民のさらなる増加が見込まれる。

こうした中、本県では、国籍や民族を問わずすべての人の人権や様々な文化、生活習慣、価値観などが尊重され、一人ひとりが個性や能力を発揮しな

がらいきいきと活躍できる「多文化共生社会」を目指して、誰もが暮らしやすい生活環境の整備や地域社会へ参加できる環境整備を進めている。

しかし、外国人の就労に際しての差別の問題のほか、子どもの教育や入居・入店拒否等様々な問題が生じている。

また、在日韓国・朝鮮人への嫌がらせや差別発言の問題など、依然として本県に居住している外国人の生活上の諸権利が十分に保障されていないといった状況が存在している。

これらの状況を踏まえ、本県に居住している外国人が安心して生活できるよう、県民に対し、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深めるとともに、世界の人たちとともに生きていくという意識を育むための啓発を行う必要がある。

(具体的な取組)

- ① 「暮らしの中の国際化」を進め、人権尊重を人類共通の課題として、グローバルな視野で考えるとともに、一人ひとりが暮らしの中の問題として身近なところから行動できるよう、関連情報を提供し、人権意識の高揚を図る。（総務企画部）
- ② 地域社会の一員である外国籍県民が、地域の多様な活力として積極的に地域社会へ参加できるよう体制の充実を図る。（総務企画部）
- ③ 外国人労働者の雇入れに関しては、「出入国管理及び難民認定法」、労働関係法令、その他の法令に基づいて、外国人労働者の適正な雇用や労働条件が確保されるよう、事業主への普及啓発を行う。（商工労働部）

(8) H.I.V感染者及びハンセン病患者・回復者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者等や家族に対する様々な人権問題が生じている。

国においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成11年4月施行）を制定し、感染症の患者等の人権を保護するよう規定している。

感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が必要なことは言うまでもないが、それとともに、感染症の感染者、患者や回復者、家族等に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮が欠かせない。

ア H.I.V感染者等

我が国のヒト免疫不全ウィルス（H.I.V）の感染者及びエイズ患者の累積報告数は、平成16年に1万人を超え、現在も増加傾向にある。

HIV感染者及びエイズ患者に対しては、医療の拒否、就職や入学の拒否、解雇等の問題が生じている。

しかし、報告数の約8割が性的接触によるものであり、感染経路が特定されているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はなく、また、近年の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

このような状況を踏まえ、HIV感染者等に対する偏見や差別意識をなくすために、広く県民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要がある。

(具体的な取組)

- ① 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を踏まえ、「世界エイズデー」等を通じ、感染症に対する正しい理解と知識の普及に努める。（福祉保健部）

イ ハンセン病患者・回復者等

ハンセン病は、治療方法が確立し治癒する病気であるにもかかわらず、誤った認識のために偏見と差別があり、この結果、患者等の人権を侵害し、社会復帰を困難なものにしている。

このような状況の下、国の損害賠償責任を認める判決が下され、これまでの隔離政策が正された。

今後更に、ハンセン病患者・回復者等に対する偏見や差別意識をなくすために、広く県民に正しい情報を提供するなど啓発を行う必要がある。

(具体的な取組)

- ① 偏見や差別の解消のため、また療養所に入所しているハンセン病回復者が円滑に社会復帰できるよう、ハンセン病に関する正しい理解と知識の普及に努める。（福祉保健部）

(9) 刑を終えて出所した人

本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、就職に際しての差別や住居等の確保が困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実は厳しい状況にある。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職

場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行う。

(10) 犯罪被害者等

我が国では、犯罪被害者やその家族等に対する近隣の無責任な噂話や心ない中傷、マスメディアによる過剰な取材等によるプライバシーの侵害や名誉そん等、私生活の平穏が侵害され、その結果、被害者等が精神的苦痛を受けるなど、その立場が理解されず、社会から置き去りにされてきた厳しい状況が存在した。

しかし、近年、被害者団体等の積極的な活動や行政と連携した民間被害者援助団体による各種支援活動の活発化により、被害者支援に対する社会的関心が大きな高まりを見せている。

こうした中、平成 16 年 12 月には「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等の権利利益の保護や施策の基本理念及び行政が実施する施策への国民の協力責務を規定するなど、犯罪被害者等を社会全体で支える支援体制が整備・確立されようとしている。

この社会的支援を背景に、犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を受ける権利や各種利益の保護等、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発を積極的に行う必要がある。

(具体的な取組)

- ① 保健・医療・福祉サービス、雇用労働相談及び居住の安定を図るための施策などの対応を行う。（福祉保健部、商工労働部、土木建築部）
- ② 捜査過程における被害者等の早期の被害回復や精神的負担の軽減を図るため、権利利益の保護あるいは適正な処遇に配慮した情報の提供や被害者保護活動などの各種支援を行う。（警察本部）
- ③ 犯罪被害者等の多様なニーズに対応したきめ細やかな直接的支援が可能な民間被害者援助団体等への支援を行うとともに、これら団体等の活動などについて、県民への周知を図る。（警察本部）

(11) インターネットによる人権侵害

個人の情報を不正に収集・提供することは、大きな人権侵害であるが、近年急速に発達しているインターネットにおいては、電子メールのような特定の利用者間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向

けた情報発信や、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等が行われている。

これらの情報の流通においては、いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載等、人権にかかわる問題が生じている。

また、最近では、インターネットを利用して、不正に個人情報を入手し、架空の請求書を送りつけたり、偽造カードで現金を引き出したりするフィッシング詐欺などの犯罪が増え、平穏な生活が脅かされている状況となっている。

国においては、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を制定（平成14年5月施行）し、インターネットなどによる情報の流通によって他人の権利が侵害された際のプロバイダ等の措置について責任範囲を明確化するとともに、当該情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者が、関係するプロバイダなどに対し、そのプロバイダなどが保有する発信者情報の開示を請求できることが規定されている。

また、こうした高度情報通信社会における個人情報の著しい利用の拡大を背景として、国においては、「個人情報の保護に関する法律」を制定（平成17年4月1日施行）し、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務が新たに規定されるとともに、本県においても、「広島県個人情報保護条例」を全部改正（平成17年4月1日施行）し、県の機関が保有する個人情報の適正な取扱いを強化している。

（具体的な取組）

- ① 一般的のインターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く県民に対して啓発を行うとともに、関係団体などへの制度の周知・啓発に努める。（総務企画部）
- ② 県民や個人情報を取り扱う事業者に対して、個人情報の保護に関する正しい理解を深めることが重要であり、そのため広く個人情報保護制度の周知・啓発に努める。（総務企画部）

（12）その他

これらの他、新たに生じる人権問題など、その他の課題についても、それ

その状況に応じて、啓発の検討を行う。

3 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等

県職員に対しては、「広島県人権問題職場研修実施要綱」に基づき職場研修を実施するとともに、広島県自治総合研修センターにおいて研修を実施する。

市町職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健・福祉関係者等に対しては、それぞれが実施する研修等のための教材やプログラムの充実を図るなど取組に対して支援する。

4 総合的かつ効果的な人権啓発の推進

(1) 県民参加型の啓発活動の実施

県民一人ひとりに人権尊重の理念を普及し、それに対する県民の理解を深めるためには、幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することが重要であり、県民が親しみをもって参加できる人権啓発のためのイベントを実施する。

(2) 実施主体間の連携

市町、民間企業等の事業所においては、従来からそれぞれの実情に応じた人権啓発の取組が行われているところである。県としては、ナビゲーターとして、これらの実施主体と連携を図るとともに、調整、支援・協力、情報発信を行う。

(3) 担当者の育成

人権啓発に当たっては、地域・職域に密着したきめ細かな活動が必要であるとともに、担当者の育成が重要である。そのために、市町、民間企業等の事業所で人権啓発を担当する職員を対象に、必要な知識を習得するための研修会を実施し、その育成に努める。

(4) 文献・資料等の整備・充実

人権に関する文献や資料等は、効果的な人権啓発を推進していく上で、不可欠のものであることから、その整備・充実に努める。

また、人権啓発の各実施主体等が保有する資料等について、その有効かつ効率的な活用を図るため、相互における利用を促進するための情報ネットワーク化を検討するほか、県民がこうした情報にアクセスしやすい環境の整備・充実に努める。

(5) 内容・手法に関する調査・研究

人権啓発を効果的に推進するため、先進的な人権啓発の取組を行っている国、都道府県、大学等の取組内容・手法に関して調査・研究を行い、効果的な啓発内容・手法の開発に努める。

(6) マスメディアの活用等

人権啓発の推進に当たっては、マスメディアの果たす役割は極めて大きい。県民に対して効果的に人権尊重の理念の重要性を伝えるためには、マスメディアの積極的な活用が不可欠である。そのため、広報紙、テレビ、ホームページなどの広報媒体やパブリシティ等、様々な手法を活用した啓発を推進する。

(7) インターネット等ＩＴ関連技術の活用

高度情報化時代におけるインターネットの特性を活用して、広く県民に対して、多種多様の人権啓発に関する情報を提供する。

第3章 プランの推進

1 推進体制

人権啓発は、広島県人権施策推進本部において、全庁的に総合的かつ効果的に推進する。

2 国・市町等との連携・協力

人権啓発の推進に当たっては、広島法務局、広島県、広島市及び広島県人権擁護委員連合会で構成している「広島県人権啓発活動ネットワーク協議会」と連携・協力する。

また、同協議会において本県の各種相談機関をはじめとして、国や市町の相談機関等との相互の連携・強化を図る。

市町、民間企業等の事業所の果たす役割は大きいことから、それぞれの役割や立場を尊重しつつ互いに連携・協力し啓発を行う。

3 フォローアップ及び見直し

人権啓発の実施状況を点検し、その結果を以後の啓発に反映させるなど、プランのフォローアップに努める。

社会情勢の変化や国際的潮流の動向等を考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、適宜、プランの見直しを行う。

プランの推進期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とする。

広島県人権教育推進プラン

平成 14 年 12 月策定

はじめに

国は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくため、「人権教育・啓発に関する基本計画（平成 14 年 3 月）」を策定した。

この中で、現在及び将来にわたる人権擁護上の重要課題をあげ、このような様々な人権問題が生じている根本的な要因として、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が人々の中に十分に定着していない点を指摘し、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人に人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとしている。

本県においても、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するため、「広島県人権教育・啓発指針（平成 14 年 5 月）」を策定し、人権教育を人権尊重の精神が育まれることを目的として行われる教育活動とし、その実施に当たっては、人権尊重の理念に対する理解を深め、体得するように行う必要があるとした。

また、県教育委員会としては、人権教育を推進するに当たって、平成 10 年の文部省是正指導で指摘された趣旨を踏まえ、教育と政治運動や社会運動を明確に区別し、教育の中立性を確保した上で、人権尊重の理念に関する学習の方法や内容などの具体像を学校や市町村に例示することにより、適正な人権教育のあり方を指導する必要がある。

このような諸状況を踏まえ、広島県教育委員会は、広島県人権教育推進プランを策定するものである。

1 人権教育の推進方策

今後の人権教育は、心豊かで文化的な社会の実現に向けて、人権尊重の理念を正しく理解、体得することが必要であるという認識に立って推進するものであり、学校教育と社会教育のそれぞれの特質に留意しつつ、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的視点からの取り組みを重視し、実施する。

（1）学校教育における人権教育の推進

- ① 幼児児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。
- ② 学習内容については、人権尊重の理念を単に知識として教えるだけではなく、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚の育成に資するものとする。

- ③ 指導に当たっては、人権尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くよう、自分の自由や権利と同様に他者の自由や権利を大切にすること、また、権利の行使には責任が伴うことなどについて、特に配慮する。

[具体的施策]

ア 教職員の人権尊重の理念についての正しい理解や指導力の向上を図る研修の充実に努める。

イ 感性や人権感覚を育む学習教材の研究・開発に努める。

ウ 学習意欲を高める指導方法の研究・開発に努める。

エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備に努める。

(2) 社会教育における人権教育の推進

① 公民館等の社会教育施設を中心に行われている人権尊重に関する学習活動や交流活動において、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていく。

② 学習内容については、相互の人権を尊重し、共存していくことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の醸成に資するものとする。

③ 学習を実施するに当たっては、各自の自発的学習意思に基づき、誰もが参加しやすく、意見や感想の自由な交換ができるよう留意する。

[具体的施策]

ア 市町村の社会教育主事等社会教育指導者に対して、人権教育の目的、基本理念を踏まえた研修の充実に努める。

イ 学級・講座の開設や交流活動など、市町村が行う人権尊重に関する多様な学習機会の提供に対する支援に努める。

ウ 参加型学習を取り入れ、学習意欲を高める学習プログラムの研究・開発に努める。

エ 人権教育関連資料等の情報データベースの整備に努める。

2 人権教育推進プランの推進

(1) 推進体制

本県の人権教育を適正に推進するため、事務局教育部内に「人権教育推進会議」を設置する。

(2) 人権教育推進プランの見直し

社会経済情勢等の変化に伴い生じる人権に関する新たな課題に応じて、人権教育推進プランを見直すものとする。

みんなで考える人権

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利です。

人権は、私たちが日常生活を送る上での「最優先される基本ルール」であり、誰もが、お互いの人権を尊重する考え方が定着すれば豊かで暮らしやすい社会が実現するのではないかでしょうか。

「安芸高田市人権尊重のまちづくり条例」の制定

本市では、合併以来、市民と行政の協働のまちづくりをすすめており、安芸高田市の将来像「人輝く・安芸高田」の実現を目指し、「人権尊重」をまちづくりの基底に置き、すべての人の人権が尊重される社会の構築に向けて、市、市民、事業所の責務を明らかにするとともに、人権施策を総合的に推進するために、このたび条例制定したものです。



条例は裏面に掲載しています。

ご家族でご一読いただき、ともに条例に基づく行動をはじめませんか。

安芸高田市

安芸高田市人権尊重のまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法及び國の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に則り、あらゆる人権問題の解決を図るために、市、市民及び事業者の果たすべき責務を明らかにするとともに、人権に関する施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重される市の将来像「人輝く・安芸高田」の実現をめざすことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりに関する施策を積極的に推進するとともに、市政のすべての分野で市民の人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協働して取り組むものとする。

(事業者の責務)

第4条 市内で事業を営む事業者は、事業活動を行うに当たっては、人権意識の向上に努めるとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに関する施策に協働して取り組むものとする。

(施策の推進)

第5条 市は、あらゆる人権問題の解決のために、市民の人権意識の高揚等人権啓発に関する事業をはじめ、市政のすべての分野において総合的かつ効果的な施策を推進するものとする。

(調査の実施)

第6条 市は、あらゆる人権問題の解決のため、必要に応じ調査を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、あらゆる人権問題の解決のための施策を効果的に推進するため、国、県、人権擁護関係機関及び民間団体との連携を図るとともに、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第8条 市長は、この条例の目的達成のための重要事項を調査審議するため、安芸高田市人権対策審議会を設置する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。